

松山市要綱第23号

平成26年3月28日

松山市長 野志克仁

松山市三津浜にぎわい創出事業補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市三津浜にぎわい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、三津浜地区の活性化を推進するため、三津浜地区のにぎわいを創出する活動を行う団体に対し、予算の範囲内において、松山市三津浜にぎわい創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、自主的にまちづくりに取り組む団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上で組織されていること。
- (2) 団体の運営に関する定款、規約、会則等が定められていること。
- (3) 市内に活動拠点を有していること。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 三津浜地区に集客を図り、来訪者との交流を促進することにより、地区内のにぎわいを創出する事業
- (2) その他市長が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教、政治又は営利活動として行う事業
- (2) 他の補助制度等による助成を受けている事業
- (3) 公序良俗に反する事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とし、10万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1団体につき1年度に1回とする。ただし、同一事業に係る補助金については、連続する3箇年度に限り交付することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認めたときは、添付する書類の一部を省略することができる。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 団体の定款、規約、会則等
- (4) 団体会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があるときは、指示又は条件を付けることができる。

(変更交付申請)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付変更決定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとす

る。

(中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(届出義務の免除)

第9条 規則第8条ただし書の規定により、補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第10条 補助事業者は、補助事業の施行に係る帳簿等の証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間以上保存しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第8号様式）

(2) 事業報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日（補助事業を中止し、又は廃止したときは、その承認を受けた日）から起算して1月以内（当該期限が補助金の交付決定を受けた年度の末日を越えるときは、同日まで）に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 市長は、規則第9条第1項ただし書の規定により、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、前条第1項の請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途等について調査を行い、又は補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付された補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 第6条第2項の規定により付けた指示又は条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の施行方法が不適当であったとき。
- (4) 補助事業の実施額がその予算額に比較して著しく減少したとき。
- (5) 正当な理由がなく調査を拒み、又は第11条の報告を怠ったとき。
- (6) 補助事業の執行について、不正の行為があったとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師・専門家への謝礼金等
旅費	講師等の移動に要する交通費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
委託料	外注費、委託費等
使用料及び 賃借料	会場借上料、機械器具借上料等
原材料費	加工用原材料の購入費

備考

- 1 補助対象経費は、第6条第1項の規定による交付決定を受けた日以後に支出したものとする。
- 2 団体の運営維持のために要する経費、団体の構成員に対する人件費、団体の構成員の会合等の飲食費等は、補助対象経費としない。